

## 米政策改革基本要綱

### はじめに

農林水産省は、米及び稲作の重要性にかんがみ、これまで米及び水田農業に関する各種の施策を実施してきた。これらの施策は、一定の効果を上げてきたが、以下の問題点が指摘されている。

施策の全体の組み立てがわかりにくく、また、助成体系が複雑であることから、「誰のため何のための生産調整か」など施策の意図が関係者に十分理解できない状況にある。

生産調整目標面積の達成が至上命題化し、需要に見合った売れる米づくりを行う意識の醸成を阻害している、米の生産と減産の両方に助成を行っているなど、施策が非効率なものとなっている。

生産調整の配分の理由やその決定過程において透明性が確保されてきたとはいえず、また、政策効果が検証されてきていない。

このため、これらの指摘されている問題点を踏まえ、水田農業政策と米政策の抜本的な見直しと、その再構築が急務である。そして、その再構築の基本方向は、国民の理解が得られ、農業者をはじめとする水田農業・米経済に携わる人々の創意と工夫が発揮できるものでなければならない。

このような観点から、本要綱は、これまでの水田農業政策と米政策の反省点を踏まえて行う今回の米政策の改革の全体像を分かりやすく総合的に取りまとめたものである。

## 第 部 総論

### 第 1 目的

今回の米政策改革大綱（平成 14 年 12 月 3 日農林水産省省議決定）を受けて行う米政策改革は、平成 22 年度までに「農業構造の展望」（平成 12 年 3 月農林水産省作成）と「米づくりの本来あるべき姿」の実現を目指すこと及び平成 20 年度までに「農業者・農業者団体が主役となるシステム」を構築することを目的としている。本要綱は、改革の全体像と整備すべき条件等を明らかにすることにより、各種の改革を総合的かつ有機的に推進するため策定するものである。

### 第 2 米づくりの本来あるべき姿

- (1) 本要綱において「米づくりの本来あるべき姿」とは、効率的かつ安定的な経営体が、市場を通して需要動向を鋭敏に感じとり、売れる米づくりを行うことを基本として、多様な消費者ニーズを起点とし、需要ごとに求められる価格条件等を満たしながら、安定的供給が行われる消費者重視・市場重視の米づくりが行われることをいう。
- (2) 米づくりの本来あるべき姿を、生産構造、需給調整システム、集荷・流通の各要素ごとに明らかにするならば、次のとおりである。

#### 生産構造

ア 「農業構造の展望」等で目標として掲げられたように、効率的かつ安定的な農業経営が生産の大宗を占めていること。

イ 麦・大豆の本作化が行われている等、水田農業の望ましい生産構造が実現していること。

ウ 環境保全型農業の拡大・定着、耕畜連携等中山間地域から平場農村まで地域の特性を活かした多様な取組が活発に展開される中で、水田が適切に利用され、その多面的機能が発揮されていること。

#### 需給調整システム

経営判断等の基礎となる需給・価格情報を踏まえ、農業者や産地が、自らの判断により適量の米生産を行う等、主体的に需給調整が実施されていること。

#### 集荷・流通

系統米事業のあり方や価格形成システムの見直し等により、米の需要・価格に関する情報が個々の農業者に的確に伝わり、需要動向に応じた集荷・流通が行われる体制が整備されていること。

### 第3 米政策改革の基本的理念と特徴

- (1) 米づくりの本来あるべき姿の実現に向けた米政策の改革を行い、我が国米産業の市場対応力を強化するために、今回の米政策改革は、明瞭で分かりやすい政策 効率的で無駄のない政策 決定と運用の過程の透明性が確保された政策という3つの基本的な理念の下に推進していくことが重要である。
- (2) また、こうした3つの理念の下に行う米政策改革においては、以下の4つの特徴を有する。

#### 創意工夫と主体的判断

米づくりの本来あるべき姿を実現するためには、農業者が多様な消費者ニーズに即応し、安全・安心ニーズに応える環境保全型農法、低コストを目指した直播農法の導入等の取組も含め、主体的判断に基づき創意工夫を行い、多様な生産に取り組むことが必要不可欠である。流通についても、消費の構造が変化の中で、創意工夫が発揮できる米産業として発展していくことが求められる。また、地方公共団体も創意工夫を行った地域農政の推進が求められる。

#### 政策全体の総合的・有機的展開

第2に掲げた「米づくりの本来あるべき姿」を実現するためには、需給調整及び流通の改革のみならず、構造政策・経営政策及び生産対策における改革を総合的かつ有機的に連携を図りつつ、推進する必要がある。

#### 改革の実現に向けた円滑な移行

平成15年度から地域水田農業ビジョンの議論を開始するなど準備を進め、平成16年度からの地域水田農業ビジョンの策定や生産調整方針の策定等により農業者・農業者団体の自主的・主体的取組の強化を目指すものとする。そして、農業者・農業者団体の意識改革を図りながら、生産現場が混乱せず、円滑に米づくりの本来あるべき姿に移行できるよう、別紙の年次別行動計画に基づき漸進的に改革を行うこととする。

#### 目標の明確化

改革の実行が確実に担保されるよう、以下のとおり目標を明確化する。

- ア 生産構造については、平成22年度までに水田の約6割を効率的かつ安定的な経営体が担うような農業構造の実現を目指す。
- イ 需給調整については、平成20年度（平成20年産米）に農業者・農業者団体が主役となるシステムを国と連携して構築する。
- ウ 流通については、消費と生産の距離を縮め、市場の変化に迅速に対応できるよう、関係者との協議の上で可能なものから早期に実施する。

## 第4 米政策改革の全体像

以上の米政策改革の基本的な理念と特徴に基づき実施する今回の米政策改革の全体像を要約すれば、次のとおりである。

今回の政策改革を契機に、単に生産調整の達成を主目的とした対策から、米づくりの本来あるべき姿に向けた地域農業の構造改革を地域で統一的・総合的に実践する取組に転換し、この一環として生産調整を推進する。

このため、地域の関係者が一体となって地域水田農業ビジョンを策定し実践する。このような取組を進める中で「農業者・農業者団体が主役となるシステム」を構築していく。

以上のように生産調整と地域農業の構造改革とが有機的に連携するという思想を食糧法に位置付け、この基本方針の下に食糧法上の具体的な措置や産地づくり推進交付金等の施策を講ずる。

集荷・流通については、必要最小限の規制の下で、消費者ニーズに即した多様な流通が行われ創意工夫を活かした米産業の活性化を促進する。

消費者に対する表示の信頼回復、安全性確保等の観点から表示・検査制度を見直す。

## 第5 地域水田農業ビジョン

### 1 基本的考え方

今後の水田農業政策と米政策は、生産調整のみ切り離して展開するのではなく、地域の作物戦略・販売、水田の利活用、担い手の育成等の将来方向を明確にした地域の水田農業全体のビジョンを作成し、生産対策及び経営対策を一体的に実施することにより構造改革を促進する方向で展開する。

なお、産地づくり推進交付金（産地づくり対策）は、地域水田農業ビジョンが策定されていることを交付要件とする。

### 2 地域水田農業ビジョンの内容

1の基本的考え方の下、地域水田農業ビジョンが画一的なものとならないように地域の自由な発想で作成することを旨とするが、概ね次の事項について、地域水田農業ビジョンの内容として盛り込むこととする。

#### （1）地域水田農業の改革の基本的な方向

地域農業の特性

作物振興及び水田利用の将来方向

担い手の明確化と育成の将来方向

#### （2）具体的な目標

作物作付け及びその販売の目標

担い手の明確化・育成及び担い手への土地利用集積の目標

(3) 地域水田農業ビジョン実現のための手段

産地づくり推進交付金（産地づくり対策）の活用方法

その他の事業の活用

(4) 担い手の明確化

集落等の地区段階における合意形成に向けた話し合い等を通じ明確化された担い手のリストを作成する。なお、現在、地域に担い手が存在しない場合は、集落営農のうち一元的に経理を行い、一定期間内に法人化する等の要件を満たす「集落型経営体（仮称）」の組織化等につき、合意を形成するなど、将来の担い手の確保方策について検討を行う。

3 地域の関係者による一体的作成・推進

地域水田農業ビジョンは、都道府県等関係機関と連携して、地域の関係者からなる地域水田農業推進協議会（市町村、農協等生産出荷団体、農業共済組合、農業委員会、土地改良区、担い手農家、実需者、消費者団体など地域の実情に応じて構成）が作成し、関係者が一体となって着実に推進する。

その中で農協は、作物作付け及びその販売計画の作成、産地づくり推進交付金（産地づくり対策）の活用方法の提案、地域での実践体制づくり等について、主体的な役割を担う。

地域水田農業ビジョンの作成の範囲については市町村の区域を基本とするが、広域農協に対応するため複数市町村で共同して作成するなど地域の実情に応じた設定が可能である。

4 平成15年度取組と平成16年度以降の見直し

地域水田農業ビジョンの作成については、既存の計画の焼き直しや単なる関係機関の作文に終わらないように、十分に地域での議論を重ねる必要があり、集落等の地区段階での合意に基づいて担い手を明確化するためには、相当の時間を要する。

また、平成16年度から開始する産地づくり推進交付金を地域で有効に活用するためにも、地域水田農業ビジョンを十分議論した上で、産地づくり推進交付金の使途及び助成水準を決める必要がある。

このため、平成15年度においては、地域水田農業ビジョンについて地域での議論を重ね、素案を準備することが望ましい。

また、地域水田農業ビジョンの取組に当たっての実践モデルづくりなどの体制

整備を実施する。

なお、地域水田農業の改革は、都道府県、市町村段階での合意の下に推進していく必要があるが、各年度ごとの取組内容は合意形成の状況や、改革の進捗等に伴って、より高度なものへと発展していくことが望ましい。このため、平成16年度以降各年度において、定期的の実施状況の点検及び見直しを行う。

## 第6 農業者・農業者団体が主役となるシステム及び国・地方公共団体の役割

### 1 農業者・農業者団体が主役となるシステム

#### (1) 基本的考え方

以上の取組を通じて、平成20年度（平成20年産米）には、米の需給調整において「農業者・農業者団体が主役となるシステム」を構築することとする。「農業者・農業者団体が主役となるシステム」とは、平成16年産米から数年間の新たな生産調整システムの経験を踏まえ、在庫状況等を基礎に算定される客観的な需要予測に基づき、農業者・農業者団体が主体的に地域の販売戦略により需要に応じた生産を行う姿である。

#### (2) 具体的仕組み

平成16年産米からの客観的な需要予測に基づく生産の目標数量の設定の仕組みが定着することにより、あえて国が配分行為を行わなくとも、第三者機関的組織において、生産出荷団体等が客観的データの提出を行い、透明性のある手続きの中で需要予測の分析・検討が行われることを通じ、地域毎の需要に見合った生産量が判明していくことになる。

このため、生産出荷団体等は、販売戦略の一環として、どのような銘柄でどのような品質の米を作るのかということを考え、地域の関係者からなる地域水田農業推進協議会が策定する地域水田農業ビジョンと一体的に生産調整方針を策定する。

#### (3) 地域の第三者機関的組織

地域の第三者機関的組織については、構成員は、地域の実情に応じて構成するものとするが、地域水田農業ビジョンの策定主体である地域水田農業推進協議会と共通のものとするができることとする。また、第三者機関的組織においては、必要に応じて、担い手や自給的農家の扱い等の配分の一般ルールを設定することとする。

### 2 農業者団体及び国・地方公共団体の役割

#### (1) 農業者団体の役割

農業者団体の役割としては、

- ア 販売を起点とした事業方式への転換
  - イ 地域の特性に応じた水田農業の戦略づくりへの積極的な参画
  - ウ その一環として米の生産調整方針の策定
  - エ 以上の措置が実効性あるものとするため、実践モデルづくりなどの体制整備
- 等がある。

## (2) 国の役割

- 国においては、農業構造の展望と米づくりの本来あるべき姿の実現に向け、農業者・農業者団体の主体的取組を支援することとする。具体的には、
- ア 基本指針により全国レベルでの客観的な需給見通しの策定・公表
  - イ 生産出荷団体等が作成する生産調整方針の認定並びにその作成及び適切な運用に関する助言及び指導等農業者・農業者団体の自主的取組の支援
  - ウ 地域の特性に応じた水田の利活用や構造改革が促進され、地域水田農業ビジョンの実現が図られるよう構造政策・経営政策及び生産政策を総合的かつ有機的に連携を図りつつ実施
  - エ 地域における創意工夫を活かした取組事例等の各種情報提供
- 等がある。

## (3) 地方公共団体の役割

- 地方公共団体は、地域の農業者・農業者団体にとって最も身近な行政機関として、関係者と連携しつつ、地域における米づくりの本来あるべき姿の実現に向け、農業者・農業者団体の主体的取組を支援することが必要である。このため、地方公共団体の役割としては、
- ア 国の需給見通し作成に対する情報提供
  - イ 地域水田農業ビジョンを生産出荷団体等と一体となり作成
  - ウ 生産調整方針が地域農業振興に資するものとなるようその作成及び運用に際し、その着実な推進、地域水田農業ビジョンとの整合性の確保、関係団体・機関等との調整などに関する助言及び指導
  - エ 地域水田農業ビジョンの実現に向けた農業者への支援
  - オ 農業者団体、流通業者団体、実需者等の各種団体組織との間の連携に関する必要な調整
- 等がある。

## 第7 実行過程のチェックシステム

水田農業政策と米政策全般にわたる目的と効果の整合性や年次別行動計画の実施状況等については、毎年度食料・農業・農村政策審議会において検証する。

需給調整に関しては、平成20年度（平成20年産米）に農業者・農業者団体が主役となるシステムを国と連携して構築する。なお、平成18年度に移行への条件整備等の状況を検証し、可能であればその時点で判断することとする。

なお、地域段階において地域水田農業ビジョンの実践状況を毎年点検する。

## 第 部 米政策改革の具体的内容

### 第1 需給調整

#### 1 基本的考え方及び食糧法上の具体的仕組み

##### (1) 基本的考え方

米は国民の主食としての役割を果たし、かつ、重要な農産物としての地位を占めていることから、その需給と価格の安定を図ることは引き続き重要である（新食糧法第1条）。

このような観点を踏まえつつ、今後の生産調整は、消費者重視・市場重視の考え方の下に、農業者が市場を通して需要の動向を敏感に把握し、主体的判断によって売れる米づくりを行う中で実施される必要がある。その場合、生産調整の推進のみ切り離して展開するのではなく、地域水田農業ビジョンを策定し、構造改革を推進する方向で展開する必要がある。このため、政府は生産調整の円滑な推進に関する施策を講ずるに当たっての基本的な方針として、生産者の自主的努力を支援することとともに、水田における稲以外の作物の生産の振興に関する施策その他関連施策との有機的連携を図りつつ、地域の特性に応じて、これを行うように努めなければならないとされている（新食糧法第2条第2項）。

##### (2) 具体的仕組み

ア 生産調整の具体的な取組の仕組みとしては、生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体その他の者（以下「生産出荷団体等」という。）が主体となり、出荷契約を結んでいる組合員等の個々の生産者をまとめて、米穀の生産数量の目標の設定方針等を含む生産調整方針を作成し、これを国が認定した上で、生産者はこれに従って生産を行い、生産目標数量を達成するという仕組みを設けた（新食糧法第5条）。

この生産調整方針の作成及びその適切な運用については、国は必要な助言及び指導を行うように努めることとされ（新食糧法第6条）、地方公共団体は生産出荷団体等の協力の求めに応じて、地域の特性に応じた農業の振興に資すると認められる場合には、必要な助言及び指導を行うよう努めることと

されている（新食糧法第7条）。

なお、平成18年産又は平成19年産までの米穀に係る基本指針については、その内容として、米穀の需給の見通しに関する事項のほか地域別の米穀の生産の目標数量を定めることとしている（改正法附則第2条第3項の適用後の新食糧法第4条第2項第2号）。このため、この間は、生産出荷団体等は基本指針に定められた目標数量に即して生産調整方針を定めることとなる。

イ この生産調整方針は、新食糧法第2条第2項の趣旨に則り、地域における水田農業全体の振興方針、具体的には第 部の第5に定める地域水田農業ビジョンと整合性をもって一体的に作成される必要がある。

ウ 生産調整方針の策定事項としては、生産目標数量設定の方針、生産目標数量を達成するためにとる措置とされているところである（新食糧法第5条第2項）。 の具体的内容としては、生産目標数量設定の考え方や配分の方法等について記載されることとなる。なお、当面の需給調整の措置においては、市町村段階からの農業者別生産目標数量の配分方法と同様の記載となる。また、 の具体的内容としては、米の生産調整の方針（米以外の作物の作付方針その他必要な措置を含む。）や豊作により過剰米が発生した際の対応方針が記載されることとなる。

なお、複数の業者に出荷している農業者が、どの業者の生産調整方針に参加するかは、地域の実情に応じ、農協、全集連系等でまとめて一本の方針を作成する、主たる出荷先にまとめて参加する等とする。さらに、生産調整方針の作成者が必要に応じ、当該団体に係る各農業者への目標数量の配分を行う場合には、地域の第三者機関的組織において地域の実情に応じ配分ルール等の検討、調整を行う。また、生産出荷団体等は、当該団体に係る集落単位又は個々の農家の生産目標数量を決定していくことになる。

## 2 平成16年度（平成16年産米）からの当面の需給調整の措置

### (1) 客観的な需要予測を基にした、透明性ある手続による配分

ア 農業者・農業者団体が主役となって需給調整を行うシステムに円滑に移行するためには、地域ごとの在庫状況を基本とした客観的なデータに基づいて生産目標数量が設定される仕組みを構築する必要がある。

このため、国は、基本指針を定めることされ（新食糧法第4条）、学識経験者及び農業者団体、実需者団体、流通業者団体等の代表者からなる食料・農業・農村政策審議会において検討された客観的な需要予測に基づいて透明性ある手続により設定された生産の目標数量を基礎として地域別の生産の目標数量を配分することとされている（改正法附則第2条等）。

イ 需要予測及び生産の目標数量の検討・決定過程を透明にするとともに、地域ごとの需要動向を農業者・農業者団体等に適切に伝達するため、原則として、都道府県段階及び市町村段階においても、第三者機関的な組織を設置する。なお、その場合、地域水田農業ビジョンの策定主体である地域水田農業推進協議会と共通のものとする事ができるものとする。

国が基本指針として決定する需要予測や生産の目標数量は、これらの第三者機関的な組織の助言や、これを基にした地方公共団体からの情報提供を踏まえたものとして設定されることとなる（新食糧法第4条第3項）。

なお、当面の期間においては、別に定めるところにより、都道府県知事は市町村長に対し市町村別の生産の目標数量を、市町村長は農業者に対し農業者別の生産の目標数量をそれぞれ決定し、通知するものとする。併せて、農業者団体のルートからも農業者別の生産の目標数量の通知を行うこととする。これらは、上記の国、地方公共団体各レベルでの客観的需給予測の決定プロセスの結果として通知されるものである。

## (2) 数量調整・面積管理への転換

### ア 数量調整への転換

需要ごとに求められる価格条件等を満たしながら、安定的供給が行われるようになるためには、農業者・農業者団体が市場を通して需要動向を敏感に感じとり、売れる米づくりを行うことが必要である。このため、農業者の意識改革を進める上で、面積による配分に代えて、生産の目標数量を配分することとする。

### イ 面積管理の実施

生産調整に関する施策の推進において、事務処理の簡素化の観点から簡易な方法による確認とする必要がある。このため、市町村段階では、生産の目標数量の配分に当たっては、農業者に対し、併せて面積を配分し、市町村は生産調整の達成・未達成を作付面積の確認により判定する。

## (3) 助成金体系の転換

ア 地域の実情を踏まえた産地づくりの推進、地方自治体における生産調整事務負担の軽減による前向きな地域農業政策への取組の促進等の観点から、反別助成による生産調整対策及び米価下落対策を抜本的に見直し、以下の2つの対策からなる産地づくり推進交付金制度を創設することとする。なお、いずれの対策に重点を置くかについては、関係機関と調整のうえ、都道府県の判断により行うことができることとする。

(ア) 地域自らの発想・戦略と地域の合意に基づき、作物生産、担い手、水田利用の将来方向を明確にした地域水田農業ビジョンに基づいて実施する取

組を支援するための助成措置（「産地づくり対策」）

(イ) 都道府県の判断により、生産調整のメリット対策として、生産調整参加者を対象に措置する米価下落の影響緩和対策（「米価下落影響緩和対策」）

イ 政策全体の総合性・有機的関連性を確保するため、産地づくり推進交付金制度については、生産調整の実施状況と関連づけて運用することとする。

#### (4) 過剰米処理対策

過剰米処理対策については、あらかじめルール化することによりその決定プロセスを透明化することとし、以下の仕組みを構築することとする。

ア 豊作による過剰米が発生した際の米価の下落による農業経営への影響を防ぐため、あらかじめ認定を受けた生産調整方針に従って生産を行う者からの拋出等により米穀安定供給確保支援機構（以下「機構」という。）において基金を造成し、機構は主食用と区分して在庫として保有する過剰米について、無利子の短期融資を行い、一旦市場から隔離する取組を促進するとともに、国は、機構が無利子貸付業務を行うのに要する資金の一部を無利子で貸し付けることができる（新食糧法第5条、第9条、第17条等、食糧管理特別会計法第6条改正）。

イ 豊作による過剰分については、翌年の生産の目標数量から減少させ、販売環境を整備することを基本とするが、過剰処理を実施した場合には、その数量は補正することになる。また、融資期間の1年を経過しても販売できなかった場合の融資の返済については担保となる米の引渡しによることができるものとし、その場合はその米を新規の加工用需要等の需要開拓に結びつけることとする。

### 3 平成20年度（平成20年産米）からの需給調整の措置

平成16年産米から数年間の新たな生産調整システムの経験を踏まえ、平成20年度（平成20年産米）には、米の需給調整において「農業者・農業者団体が主役となるシステム」を構築することとする。

## 第2 流通制度

### 1 趣旨

(1) 今後の米の流通制度については、創意工夫が発揮できる米産業を発展させ、需要に応じた売れる米づくりを流通面から促進する観点から、

ア 必要最小限の規制の下で安定供給を図ることとし、異常時を除けば、農業

者による創意工夫が発揮できる販売を含めて、多様な経済活動の舞台を提供するものであること

イ 1物2ルートが生じない公平なものであること

ウ 必要な国の規制についても簡素で分かりやすいものであること

を基本に、新たな安定供給体制を構築することとする。

(2) 新たな安定供給体制の下では、

ア 流通ルートの違いにより規制の有無が生じている計画流通制度を廃止する一方、

イ 安定供給の自主的な取組の支援や価格形成施設の整備などにより、多様な取引実態を反映しつつ、安定供給を確保するとともに、

ウ 業者、価格、表示それぞれの透明性を確保する。

なお、新たな安定供給体制については、関係者の合意を得つつ、構築することとする。

## 2 新たな安定供給体制の概要

(1) 安定供給のための自主的な取組の支援

計画流通制度の廃止に伴い、価格の短期攪乱要因による変動等により安定的な通年流通に支障が生じ、生産体制の構築上も問題が起きる事態も想定される。このため、年間を通じて米が安定供給されるよう、米穀価格形成センターでの取引も含めて、米の安定供給の確保を支援することを目的とする機構を指定する制度を新たに設け、安定的な長期契約等の米の安定供給に資する取引の買受に係る債務保証等を行うこととされている（新食糧法第8条・第9条）。

なお、機構の詳細については、農林水産大臣が認可する機構の業務規程及び事業計画において定めることとする。

(2) 自主流通米価格形成センターの拡充

新たな安定供給体制の下では、様々な需要に即した多様な取引の実態を反映した価格が形成され、それが他の取引の目安ともなるような公正・中立な取引の場を育成・拡充する必要がある。このため、

ア 「自主流通米価格形成センター」の名称を「米穀価格形成センター（以下「センター」という。）に改めるとともに、

イ 売買取引について、指標価格の相対取引への一律適用や義務上場を廃止するとともに、主要銘柄の定期的入札のほか、スポット取引、逆オークション等の多様な取引にも対応できるようにするため、取引関係者の合意を得た上で、業務規程で定める方法を追加し、売買取引の方法を拡充する

ことにより、センターを米全般の中核的な取引の場として整備することとされ

ている。なお、センターは、制度的に一つに限ることはせず、複数の形成を妨げないこととされている（新食糧法第18条～第33条）。

### (3) 消費者対策の拡充

需要に応じた売れる米づくりの前提として、市場動向に対応していくためには、まず、消費者が的確な選択を行えるように、生産された米に関する情報が正しく表示され、消費者に正確に伝えられることが必要であり、そのためには、表示の信頼性を確保していくことが必要である。

また、食品の安全性に対する国民の関心の高まりを踏まえ、米についても一層の安全と安心を国民に提供していく必要がある。

これらの観点から、以下の措置を講ずることとする。

ア 米に関する情報を正しく表示するという観点から、消費者に判別が容易な新たな精米規格についてJAS法に基づく規格とすることを視野に入れた検討を行うとともに、米に関し、農産物検査情報を起点とし、生産者、生産地、生産・流通履歴等を容易に確認できるトレーサビリティシステムの導入を促進することとする。

イ 計画流通制度の廃止に伴い、米に関する農産物検査の義務検査は廃止する（農産物検査法の改正）が、市場を通じて消費者、実需者及び流通業者等に選択される農産物検査への改善を図る観点から、農産物検査員の研修強化や定期的な技能確認の実施による農産物検査の信頼性の確保を図るとともに、受検機会の拡大や受検結果の利活用が図られるような所要の見直しを検討する。

ウ 消費者の食の安全・安心に対する関心の高まりに応え、消費者が安心できる米を供給していくため、農薬の使用基準遵守の義務化、その適正使用の徹底、農薬の使用状況に係る記帳の推進、農業者団体や国・地方公共団体による残留農薬等のモニタリング調査の実施等を通じた生産現場における安全性の確保・確認体制を整備する。また、米のトレーサビリティシステムを用いた消費者に対する農薬の使用状況や残留農薬分析結果等安全性に係るデータの積極的提供を推進する。

エ 米を主食とする日本型食生活の復権を図るため、食生活指針の普及、食育の推進等について、教育機関、医療機関、研究機関等との連携を図りながら、広報媒体の有効な活用により、広範な国民運動を展開する。

### (4) 危機管理体制の再整備

ア 近年、エルニーニョ等の影響とみられる農作物被害も発生するなど、異常気象による作況変動の可能性が高まっている。

食料・農業・農村基本法において「不測時における食料安全保障の確保」

が国の施策として明示的に位置づけられたことを受け、主食であり、自給可能な農産物である米について、凶作等の不測時における供給の確保を図ることは極めて重要である。

イ このため、基本指針を毎年3回公表し、需給の見通し等に関する情報提供の充実を図るほか、凶作等の不測時に備え国が引き続き備蓄を行うとともに、緊急時には、地域別及び期間別の供給目標数量を定め、流通業者や生産者による買占め、売惜しみ等が行われることを防止する（新食糧法第37条～第40条）。

ウ さらに、平常時から米の流通実態を把握するため、一定規模の米の出荷又は販売の事業を行う者についての届出制を導入するとともに、帳簿の備付けを義務づけ、未届出等については罰則が設けられている（新食糧法第47条、第48条、第58条）。

エ なお、イの措置の実効を確保するため、不測時における行政組織の行動マニュアルを別途作成することとする。

#### (5) 政府米の買入れ

市場のシグナルが反映され、生産現場における需要に見合った売れる米づくりを促進するため、生産調整実施者から直接買入れる方式を入札方式により買入れるシステムに改める（新食糧法第29条）。政府米の具体的な買入対象者（入札参加者）は、需要に見合った売れる米づくりを推進している地域の生産出荷団体（生産調整方針の認定を受けていることを想定）等とする。

### 第3 経営政策・構造政策

#### 1 担い手の明確化・育成による水田農業の構造改革の推進

(1) 「農業構造の展望」に沿って水田農業の構造改革を進める観点から、改めて地域の水田営農の担い手や農地の利用集積の目標等について、集落段階での話し合いと合意形成を行い、これを地域自らが作成する地域水田農業ビジョンの中で明示し、その実現に向けて地域の関係者が一体となった取組を推進する。

(2) このような取組を推進する中で、認定農業者制度について、地域において水田営農を中心的に担っている農業者が認定されるよう、制度の運用の見直し・改善を行う。

具体的には、これまでの制度運用に対する指摘等への対応も含め、次のような制度運用の見直し・改善を行う。

認定農業者制度の趣旨の再徹底及び地域において水田営農を担っている農業者の認定の促進と農地の利用集積の重点的实施

類似条件下の市町村間における、基本構想に定める経営指標の整合性確保

客観的な立場からの意見聴取等による認定の透明性及び公平性の確保  
経営改善状況の的確な把握及び経営改善に向けた取組を行わない場合の適切な認定の取消し

- (3) 水田農業においては、土地・水利用の面から集団的な取組が必要であるという特質があることから、集落営農を組織化し、これを経営体として発展させていくことが水田農業の構造改革にとって有効であると考えられる。
- (4) このため、認定農業者に加え、集落営農のうち一元的に経理を行い、一定期間内に法人化する等の要件を満たす「集落型経営体（仮称）」を育成すべき農業経営の一つとして位置付ける。また、こうした組織を農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用規程に位置付け得るようにすることにより、効率的かつ安定的な経営体への発展を促進する。なお、集落型経営体の組織化を推進するに当たっては、個別経営体との土地利用調整に無用の混乱が生じないよう、十分留意する必要がある。

## 2 担い手経営安定対策

- (1) 米価下落による稲作収入の減少の影響が大きい、一定規模以上の水田経営を行っている担い手を対象として、すべての生産調整実施者を対象として講じられる産地づくり推進交付金の米価下落影響緩和対策に上乘せし、稲作収入の安定を図る対策として、「担い手経営安定対策」を講じる。
- (2) 具体的には、生産調整を実施している担い手の稲作収入が、米価の下落により一定の基準を下回る場合に、その差額の一定部分（米価下落影響緩和対策補てん金等を控除）を補てんする仕組みとする。

## 3 農地の利用集積の加速化

- (1) 水田農業の構造改革のため、農地制度について更なる検証を行い、担い手及び地域のニーズを踏まえ、構造政策及び農地の確保の推進の観点から、制度面において農地の利用集積を図る措置と地区の方向付けに沿った適切な保全と利用を図る措置を強化する。
- (2) その一環として、遊休農地の利用増進を図るため、遊休農地のうち一定の要件を満たすものの所有者等にその農地の利用に関する計画の市町村長への届出を義務付けるとともに、その農地について利用権の設定等のあっせんを希望する場合には、認定農業者への集積を促進するため、農業委員会による利用関係の調整等の対象とするよう、農業経営基盤強化促進法において措置する。
- (3) また、水田整備に係る事業体系を見直し、整備率の向上を主目的とした整備から、農地利用集積、経営体の育成等成果重視の整備へ転換する。

## 第4 水田利用のあり方・農業生産対策

### 1 水田利用のあり方

近年の米需要の減少傾向が続けば、水稻作付面積の減少により、不作付田が増大し、耕作放棄地の拡大につながるおそれがあるため、田畑輪換を中心とした持続的な輪作体系に基づく水田営農など地域の特色ある農業の展開によって水田の最大限の活用を図り、水田農業の多面的機能の発揮を図る。

また、潜在的に過剰な水田規模をできるだけ抑制する観点から、地域の実情に応じ、畑作振興の可能性や土地利用合理化・水利用に関する事情、多面的機能の発揮の状況等を踏まえつつ、畑地化等を推進する。

### 2 農業生産対策の展開

これからの農業生産については、消費者、実需者のニーズを的確に把握し、需要に即した生産を農業者と産地が主体的な判断の下に実施することが必要である。

#### (1) 需要に価格面で対応するための基盤づくり

稲作の省力化・低コスト化を一層強力に推進するため、直播栽培の普及・定着、加工用向けに多収品種を活用した低コスト生産技術体系の確立・普及をめざすほか、水田整備を、経営体の育成を図る施策に転換する。

また、アミロース含量の低い米や胚芽部分大きい等の新形質米の開発、収量が多く消化性が良い稲発酵粗飼料用品種の開発等を推進する。

さらに、消費者の安全・安心ニーズに応えられるよう、技術指導体制の構築等により環境保全型農業による稲の作付面積の割合や化学肥料・農薬を慣行栽培対比で半分以上削減している稲の作付面積の割合を拡大する。

#### (2) 麦・大豆に関する施策

需要に即した適切な生産が実現されるよう、

ア 生産の大宗を担い手が担う構造への転換を促進しながら、需要に即した高品質の麦・大豆生産に取り組む生産者を支援する。

イ 麦について、実需者の評価がよりの確に入札価格に反映される仕組みを検討するとともに、麦作経営安定資金の銘柄区分等に係る基準について、市場評価を基本とする方向への見直しを16年産から実施する。

ウ 表示の工夫等を含め、生産者・実需者間の活発な情報交換を促進する。

エ 需要に応じた麦・大豆等の品種開発を推進する。

大豆について、安定的な取引の拡大が図られるよう、15年度中に契約栽培のあり方を見直す。

上記施策や関連諸施策の推進状況を見極めつつ、麦・大豆の特性に応じ

て次の措置を講ずる。

ア 中期的な生産ガイドラインの策定とガイドラインに基づく需要に見合った生産の推進

イ 品目別助成の対象を生産者と実需者とが確実に結びついた生産や担い手に集中化

(3) 耕畜連携推進のための方策

生産の大宗を担い手が担う構造への転換を促進しながら、水田における飼料作物の生産の拡大に資するよう、

ア 水田において、稲作経営と連携した飼料作物の作付けを推進する取組を支援する。

イ コントラクター（飼料生産受託組織）の育成（22年度に受託面積の3倍程度の拡大）や機械化等条件整備を推進する。

地域の特色ある水田農業の展開に資するよう、耕畜連携を図りつつ稲発酵粗飼料等の生産を計画的に推進する。

耕畜連携等を通じた飼料増産を展開するため、実行プログラムの作成等効果的な飼料増産戦略を構築する。